体験入学希望保護者 様

体験入学実施要項

1体験入学資格

- (1)原則として台湾に在住し、日本人学校以外の学校に在学し、日本国籍を持っている子女を対象とする。
- (2) 定数は各学年2人とする。(5月1日受付開始メール先着順)
 - ※メールを送る際に必要な項目
 - 1、当該子女の氏名 2、生年月日 3、国籍 4、住所 5、体験入学の学年
 - 6、保護者氏名.国籍 7、緊急連絡先 8、体験入学期間
 - %E-mail tjs97@ms18.hinet.net
- (3)日本語を理解し、教員の指示に従え、授業に参加できる。
- (4)学校の決まりを守ることができる。

以上の条件を満たさない場合は体験入学を認めない。 または、 途中退学の場合もある。

2体験入学の目的と体験後の扱い

本事業の目的は、 対象となる子女に日本の教育を体験させることである。したがって、本校への編 人学として扱うものではない。

3体験期間

1 学期終業式 (7/21) までのおよそ3 週間

4保護者への確認事項

- (1)授業料は、体験期間の授業料は1ヶ月分を納入する。
- (2) 当該子女の登下校は、保護者責任において行う。

申し出により、スクールバスの利用は可能である。

スクールバス利用料は、6月からの体験人学者は1ヶ月分。7月からの体験入学者は月額の半額とする。

- (3) 校内での怪我等について、 学校の保険は適用しない。
- (4) 当該期間に必要とした教材貴等は、保護者が実費にて支払う。
- (5)体験入学期間については、学校と協議の上決定する。 その際、 学校の行事および学年の事情を優先する。

5提出物と面接

体験入学の可否はメールにて連絡する。体験入学が可となった保護者は、当該子女の氏名、住所、 緊急連絡先、生年月日、保護者氏名、体験入学期間等の必要事項を記入した「体験入学申請書」及び、 当該子女の「パスポート」の写しを提出するとともに、 面接を行う。

6 その他

その他、体験入学に係る必要事項については、学校長が定める。